平成２７年（フ）第５６号
兵庫県西脇市西脇1102番地の11　光暢荘８号、前住所兵庫県小野市広渡町342番地の１
債務者　河原　雪子
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市尾生町４丁目４番72―102号
債務者　持倉　貴久
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井川　慶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
大阪府泉大津市二田町２丁目８番９号ディア・コート泉大津Ｂ棟205号室、住民票上の住所大阪府高石市高師浜１丁目22番１号
債務者　廣野　昌治
１　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
広島県三原市宮浦３丁目34番28号
債務者　北村富貴子
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大名　　浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２８年（フ）第１５号
福岡県八女市上陽町久木原2425番地の２
債務者　株式会社八女研装
代表者代表清算人　井上　和博
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１６号
福岡県八女市上陽町久木原2433番地の２
債務者　有限会社八女クラフト
代表者代表清算人　井上　和博
１　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３５号
愛知県刈谷市恩田町１丁目153番地３　エステートＫＡＴＯ1307号
債務者　杉浦美由紀
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
大阪市平野区背戸口３丁目９番24―504号
債務者　髙橋　祐介
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６５号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―607号
債務者　山口　美洋
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７４号
大阪府寝屋川市高柳２丁目７番６―301号
債務者　成田　祥梧
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８８号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番３―505号、前住所大阪府東大阪市岩田町５丁目２番27―405号
債務者　島　　盛一
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４７号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番10―102号
債務者　山川　千草
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９８号
大阪市中央区松屋町住吉６番13号　402
債務者　片山　照美
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３０５号
大阪市浪速区桜川４丁目４番４―903号、前住所大阪市鶴見区諸口１丁目１番74号　ＢＥＦＲＥＥ　３Ｂ―１
債務者　山下　亜倖
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２７号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目２番29号
債務者　長山慶洙こと　張　　慶洙
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３７号
大阪市平野区平野西４丁目２番15号ロンドンハイツ205号室
債務者　中村　リカ
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６５号
大阪市西成区花園北２丁目13番５号　金剛マンション　101号
債務者　大野紀子こと　勝山　紀子
１　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部